# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

- 1 平成30年第3回定例会提出予定議案の説明
- (1) 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 資料1 川崎病院駐車場の民営化に伴う川崎市病院事業の設置等に 関する条例の一部改正について
  - 資料 2 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例新旧対照表

病院局 平成30年8月29日

## 川崎病院駐車場の民営化に伴う「川崎市病院事業の 設置等に関する条例」の一部改正について

#### 1 目的

- (1) 駐車場設備は設置後17年が経過し、老朽化が著しく頻繁に故障が発生していることから、更新が必要となっている。
- (2) 民間事業者のノウハウを活用することで、設備更新費用や維持管理費用の低減と駐車 場利用者へのサービス向上(多様な決済手段やWEB上での満空確認など)を図るため、 行政財産の貸付けにより民営化する。

#### 2 改正内容

現在の駐車場利用料は、「川崎市病院事業の設置等に関する条例」で規定しているが、 民営化後は貸付事業者が設定・徴収することとなるため、駐車場利用料の規定から川崎病 院を除外するための条例改正を行う。(資料2)参照)

#### 3 施行期日

選定事業者との契約締結によって事業者の管理開始日が確定することから、施行期日は 別途規則で定めることとする。

#### 4 スケジュール

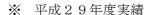
平成30年10月 条例改正案の議決 → 事業者の公募開始

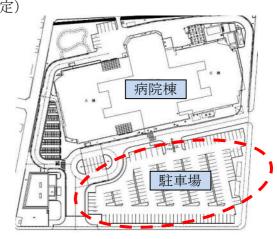
平成30年11月 事業者の選定

平成31年 4月 事業者による管理の開始(予定)

#### 5 川崎病院駐車場の概要(現在)

位 置	川崎区新川通12番1号
面積	4, 616 m²
駐車可能台数	176台
年間利用実績	約152,000台(※)





改正後

○川崎市病院事業の設置等に関する条例

昭和41年12月19日条例第42号

(川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)

#### 第6条 略

|3 使用料について、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和||3 使用料(駐車場利用料を除く。)について、消費税法(昭和63年法律第 っては、前項の規定により算定した額に100分の108を乗ずるものとする。 り捨てるものとする。

#### 別表(第6条、第16条関係)

#### 1 使用料又は利用料金

種別	<u></u>	金額	付記
(略)		(略)	(略)
駐車場利用	診療を	駐車時間が3時間ま	多摩病院に限る。
料	受ける	では200円、3時間を	
	者(身体	超え6時間までは200	
	障害者	円に3時間を超える	
	福祉法	時間1時間までごと	
	(昭和	に100円を加算した	
	24年法	額、6時間を超えると	
	律第283	きは500円に6時間を	
	号) 第15	超える時間30分まで	
	条第4	ごとに200円を加算し	
	項の規	た額	
	定によ		
	り身体		

### 改正前

○川崎市病院事業の設置等に関する条例

昭和41年12月19日条例第42号

(川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)

#### 第6条 略

25年法律第226号) の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあ 108号) 及び地方税法(昭和25年法律第226号) の規定により消費税及び地 方消費税が課される場合にあっては、前項の規定により算定した額に100 この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切 分の108を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の 端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 別表(第6条、第16条関係)

#### 1 使用料又は利用料金

種別	IJ	金額	付記
(略	)	(略)	(略)
駐車場利用	診療を	駐車時間が3時間ま	川崎病院及び多摩病院
料	受ける	では200円、3時間を	に限る。_
	者(身体	超え6時間までは200	
	障害者	円に3時間を超える	
	福祉法	時間1時間までごと	
	(昭和	に100円を加算した	
	24年法	額、6時間を超えると	
	律第283	きは500円に6時間を	
	号)第15	超える時間30分まで	
	条第4	ごとに200円を加算し	
	項の規	た額	
	定によ		
	り身体		

改正後		改正前			
障害者		障害者			
手帳の		手帳の			
交付を		交付を			
受けて		受けて			
いる者		いる者			
及び管		及び管			
理者が		理者が			
必要と		必要と			
認めた		認めた			
者(以下		者(以下			
「身体		「身体			
障害者		障害者			
等」とい		等」とい			
う。) を		う。) を			
除く。)		除く。)			
身体障 無料		身体障 無料			
害者等		害者等			
その他 駐車時間が1時間ま		その他 駐車時間が1時間ま			
の者 では410円、1時間を		の者 では410円、1時間を			
超えるときは410円に		超えるときは410円に			
1時間を超える時間		1時間を超える時間			
30分までごとに200円		30分までごとに200円			
を加算した額		を加算した額			
(略) (略)	(略)	(略) (略) (略)	_		